

奈良県公報

目次

ページ

〇 自衛官募集	一	〇 右同	七
〇 土地改良区の役員の就任届	二	〇 右同	八
〇 右同	二	〇 右同	八
〇 森林病虫害等防除法第三条第一項 第四号の命令の内容となる事項の 公表	三	〇 特定非営利活動法人の設立の認 証の申請	九
〇 右同	三	〇 特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請	九
〇 道路の区域変更及び供用開始	四	〇 大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	九
〇 車両制限令第三条第一項第三号に 定める道路の指定及び同令第十条 第一項に定める通行方法	四	〇 建設業法による建設業者の処分	一〇
〇 急傾斜地崩壊危険区域の指定	六	〇 宅地建物取引業法に基づく免許取 消しの行政処分	一〇
〇 右同	六	〇 開発行為に関する工事の完了	一〇
〇 右同	六	〇 平成十六年度奈良県職員採用上級 ・選考試験の実施	一一
〇 右同	七		
〇 右同	七		

告示

奈良県告示第六十五号

平成十六年度第一次募集期の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集要領は、次のとおりである。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子

二 募集期間

平成十六年四月一日から同年六月三十日まで

三 試験時期

受付時に自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

四 試験場の名称及び所在地

航空自衛隊幹部候補生学校
奈良市法華寺町一五七八

五 試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

六 採用時期

自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

七 志願票用紙の交付場所及び志願票の提出先

住所地为管轄する市町村役場及び八の1から5までの場所

八 連絡先の名称及び所在地

1 自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町五五二 奈良第二地方合同庁舎内

電話(〇七四二一二三三七〇〇二)

2 自衛隊奈良地方連絡部奈良募集案内所

奈良市高天市町一一 高天飯田ビル二階

電話(〇七四二一二七一二五七〇二)

3 自衛隊奈良地方連絡部天理募集案内所

天理市川原城町七九六 海老山ビル四階

電話(〇七四三一六三一二五四〇)

4 自衛隊奈良地方連絡部橿原募集事務所

橿原市久米町六六一 大和開発ビル二階
 電話(〇七四四)二七一九六〇〇)
 5 自衛隊奈良地方連絡部五條募集事務所
 五條市今井五丁目一番二二号 サンタウン二階
 電話(〇七四七)二二一三七八九)

奈良県告示第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	林 正次	北葛城郡新庄町大字北花内三一〇	二七一
〃	中川 佳三	〃	二四一―五
〃	中井 勝彦	〃	四五〇
〃	中田 勇雄	〃	五三五
〃	芦高 秀典	〃	五四八
〃	吉川 裕彦	〃	三八八
〃	西川 照男	〃	四〇一
〃	芦高 房雄	〃	六九六
〃	長水 仁和	〃	四〇六
〃	吉村 宏一	〃	六八〇―一
〃	村田 卓爾	〃	五〇五―八
〃	堀内 元勝	〃	
二 就任役員の役名、氏名及び住所			
理事	林 正次	北葛城郡新庄町大字北花内三一〇	二七一
〃	中川 佳三	〃	二四一―五
〃	中井 勝彦	〃	四五〇
〃	中田 勇雄	〃	

〃	芦高 秀典	〃	五三五
〃	吉川 裕彦	〃	五四八
〃	西川 照男	〃	三八八
〃	芦高 房雄	〃	四〇一
〃	長水 仁和	〃	六九六
〃	吉村 宏一	〃	四〇六
〃	村田 卓爾	〃	六八〇―一
〃	堀内 元勝	〃	五〇五―八

奈良県告示第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北道穂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	杉岡 良信	北葛城郡新庄町大字北道穂二六五一	四三
〃	吉村 孝義	〃	五三
〃	今中 武彦	〃	七七―四
〃	津本 康弘	〃	七七―一
〃	吉川 修	〃	一一五―一
〃	津本 清美	〃	四六
〃	河中 ますみ	〃	
二 就任役員の役名、氏名及び住所			
理事	杉岡 良信	北葛城郡新庄町大字北道穂二六五一	四三
〃	吉村 孝義	〃	七七―四
〃	津本 康弘	〃	七七―一
〃	吉川 修	〃	八六―二
〃	吉川 雅祥	〃	一一五―一
〃	津本 清美	〃	

堀川 佳秀

六三

奈良県告示第六十八号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域及び期間

1 区域 吉野郡吉野町及び下市町の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課並びに吉野町村役場及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間 平成十六年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域(以下「当該区域」という。)の松林に松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び

農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

奈良県告示第六十九号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域及び期間

1 区域 天理市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び天理市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間 平成十六年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域(以下「当該区域」という。)の松林に松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域の松

林に重大な損害を与えるおそれがあるため
五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

奈良県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 高野天川線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
3	吉野郡野迫川村上二	前	二・三〇	二二〇・〇	
5	二一番一八先から 吉野郡野迫川村上二 二一番一八先まで	後	五・七〇		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十六年四月二十七日

奈良県告示第七十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により道路を次のとおり指定し、同令第十条第一項に規定する通行方法を次のとおり定める。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二五号	天理市布留町九二番四先から 天理市川原城町六〇七番一先まで
一般国道一六五号	橿原市四条町五五二番三先から

一般国道一六八号	桜井市阿部四二五番一先まで
一般国道一六九号	香芝市下田西二丁目三四六番三先から 北葛城郡王寺町本町一丁目八七番六先まで
一般国道一六九号	奈良市登大路町五〇番先から 桜井市阿部四二六番一先まで
一般国道一六九号	橿原市小房町三〇番二四先から 吉野郡大淀町土田一八七番先まで
一般国道三〇九号	吉野郡大淀町下湖四七九番一先から 御所市室一二一番一先まで
一般国道三六九号	奈良市二条大路南一丁目一二四番一先から 奈良市登大路町六五番先まで
一般国道三七〇号	五條市三在町三四〇番一先から 吉野郡大淀町土田二八三七番先まで
県道奈良生駒線	奈良市三条大路二丁目五四三番三先から 生駒市辻町四七番八先まで
県道大和高田斑鳩線	大和高田市片塩町八二五番一先から 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目六四九番五先まで
県道大阪生駒線	生駒市南田原町二二四四番四〇先から 生駒市辻町四七番八先まで
県道桜井田原本王寺線	磯城郡田原本町千代三八〇番一先から

県道檀原高取線	北葛城郡広陵町寺戸二八三番一先まで
県道天理環状線	橿原市新堂町三八番一先から 橿原市一町三五五番四先まで
県道香芝インター線	天理市布留町九二番四先から 天理市岩屋町一五八二番先まで
県道五條高取線	香芝市今泉四〇九番四先から 香芝市上中七六番四先まで
県道木津横田線	五條市住川町八八八番九先から 五條市住川町八九〇番一先まで 奈良市油阪町一番二七先から 大和郡山市発志院町二二五番三先まで

二 通行方法

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りやすいため、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三 道路を指定し、及び通行方法を定める期日
平成十六年四月三十日

奈良県告示第七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 区域の名称
北郡山（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域
所在地及び標柱番号

- 大和郡山市九条町 七二五番九地先水路敷 一号及び五号
- 〃 北郡山町五二二番四 二号
- 〃 〃 五二七番三 三号
- 〃 九条町 七三九番一地先水路敷 四号

奈良県告示第七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 区域の名称
与喜浦（ロ）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十

五号を結んだ線に囲まれた区域（平成七年奈良県告示第二百二十七号で指定した土地の区域を除く。）

所在地及び標柱番号

- 桜井市大字初瀬四四八一番二 一号
- 〃 四四二八番 二号
- 〃 四三九九番二 三号
- 〃 四三二一番 四号
- 〃 四三一九番 五号
- 〃 四三一二番 六号
- 〃 四三〇二番一 七号
- 〃 四三〇〇番 八号
- 〃 四二二四番 九号
- 〃 四二二五番 十号
- 〃 四二七八番 十一号
- 〃 四四〇〇番 十二号
- 〃 四四〇八番 十三号
- 〃 四四三七番一 十四号
- 〃 四四三七番三 十五号

奈良県告示第七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 区域の名称
小路（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域
所在地及び標柱番号

〃	吉野郡下市町大字小路三三八番一	一号
〃	三五〇番	二号
〃	三四〇番一	三号
〃	三六八番二	四号
〃	三六九番一	五号
〃	三六八番三	六号
〃	三六九番二	七号
〃	四〇〇番	八号
〃	三八五番二	九号及び十号
〃	三八五番一	十一号
〃	三八七番二	十二号
〃	三八七番一	十三号
〃	二九九番	十四号
〃	三一七番三	十五号
〃	三二〇番一	十六号
〃	三三七番一	十七号

奈良県告示第七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域の名称

堂原（口）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
一号を結んだ線に囲まれた区域
所在地及び標柱番号

〃 吉野郡黒滝村大字堂原三〇四番二 一号

〃 五二八番 二号

〃	四三九番	三号
〃	四四四番	四号
〃	四六七番	五号及び六号
〃	四六四番三	七号
〃	四四七番	八号
〃	四〇一番一	九号
〃	三七八番一	十号
〃	三二三番一	十一号

奈良県告示第七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域の名称

上・中（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号
を結んだ線に囲まれた区域
所在地及び標柱番号

〃 吉野郡野迫川村大字上二番地先道路敷 一号及び九号

〃 〃 二六番二 二号

〃 〃 中一二九番 三号

〃 〃 〃 一三五番 四号

〃 〃 〃 一四〇番三 五号及び六号

〃 〃 〃 一六二番地先道路敷 七号

〃 〃 〃 一七二番四地先道路敷 八号

奈良県告示第七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域の名称

上桑原(ハ)地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域
所在地及び標柱番号

吉野郡下北山村大字上桑原一四一番一 一号

〃 九一七番一 二号

〃 九一八番 三号

〃 九二〇番 四号

〃 九二二番 五号

〃 二三四番 六号

〃 二二二番二 七号

〃 二一九番一 八号

〃 二一八番 九号

〃 一七〇番一 十号

〃 一五七番 十一号

奈良県告示第七十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域の名称

佐田(イ)地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号

を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

吉野郡下北山村大字佐田四二三番 一号

〃 一四八八番一 二号

〃 四五六番 三号

〃 四四三番 四号

〃 一四七三番 五号及び六号

〃 四二四番一 七号

奈良県告示第七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 区域の名称

河合(ヘ)地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

吉野郡上北山村大字河合五四七番一 一号から三号及び十五号

〃 五四六番一 四号、十三号及び十四号

〃 五四八番一 五号

〃 五四五番 六号

〃 五四二番 七号、八号及び十一号

〃 四一九番二 九号及び十号

〃 四一七番 十二号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こだわりASP

三 代表者の氏名

西山 恭三

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡上牧町桜ヶ丘二丁目五番地一三

五 定款に記載された目的

この法人は、資金の少ない失業者や離職者、または若年層の未就職者や心身の障害があり就職するのが困難な方を対象に、インターネットでの開業について、消費者保護の意識付けを含む専門的知識・技術の紹介、指導による社会教育の推進と起業・独立の可能性を広げるといった職業能力開発・雇用拡充の支援、そしてその結果生み出す地域経済の活性化を目指すとともに、一般市民や企業・行政等の団体も対象として、ITを利用した地域内外のネットワークを構築することによる情報化社会とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年四月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「創」の会

三 代表者の氏名

谷 禎一

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡広陵町馬見北九丁目七の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県内の消費者、生産者、並びに関係事業者に対し、住環境の健全化に関する事業を行い、ひろく県民の住環境に対する意識の向上を諮ると共に安全で住み良い街づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年四月二十七日から同年八月二十七日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エイデン 榎原店

所在地 榎原市葛本町七八一の一他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社エイデン

（変更後）株式会社ミドリ電化

三 届出年月日

平成十六年四月十三日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課
縦覧期間

平成十六年四月二十七日から同年八月二十七日まで

縦覧時間

午前九時から午後五時まで

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

平成十六年四月十日	株式会社 前畑	山辺郡都祁村 萩一六五	前畑正治	奈良県知事許可 (般一三) 第九八五八号	許可の取消	破産
平成十六年四月十日	清水工務店	奈良市北之庄 町五〇ノ一	清水敏明	奈良県知事許可 (般一四) 第八六五〇号 (特一四) 第八六五〇号	許可の取消	破産
平成十六年四月十日	森口商店	檀原市中曾司 町二一八ノ二	森口正廣	奈良県知事許可 (般一四) 第一二九九四号 (般一四) 第一二九九四号	許可の取消	覚せい剤取締法違反

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消しました。

平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

被処分者

- 一 商号又は名称 イーストハウジング
- 二 代表者氏名 東琢夫
- 三 免許番号 奈良県知事(一)第三三五三三号
- 四 免許年月日 平成十一年六月一日
- 五 免許取消年月日 平成十六年四月十九日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
平成十六年四月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十五年十二月十八日郡土第二四一三九号
平成十六年三月二十二日郡土第二四一三九一一号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十三日第三七五号
- 三 開発区域に含まれる地域
生駒市あすか野北三丁目三五〇番地ノ八七三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
磯城郡川西町大字結崎五九四番地ノ八
奈良地所 西原章允

一 許可番号

平成十六年二月二十四日郡土第二四一五三号
 平成十六年四月五日郡土第二四一五三一一号
 二 検査済証番号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十五日第三七六号
 開発区域に含まれる地域
 生駒市南山手台一〇番地ノ八、一〇番地ノ一〇、一一番地ノ一一及び一〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町八三番地ノ五
 大和ハウス工業株式会社奈良支店 支店長 岡田恵吾

一 許可番号

平成十六年二月二十四日郡土第二四一五四号
 平成十六年四月五日郡土第二四一五四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月十五日第三七七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市南山手台一〇番地ノ一、一〇番地ノ一四及び一〇番地ノ一五
 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町八三番地ノ五
 大和ハウス工業株式会社奈良支店 支店長 岡田恵吾

人事委員会公告

平成16年度奈良県職員採用上級・選考試験を次のとおり実施します。

平成16年4月27日

奈良県人事委員会委員長 豊澤 安男
 平成16年度奈良県職員採用上級・選考試験案内

平成16年4月27日
 奈良県人事委員会

受付期間 <郵送・持参> 平成16年5月17日(月)～6月4日(金)
 <インターネット> 平成16年5月17日(月)～5月25日(火)
 第1次試験日 平成16年6月27日(日)
 試験地 奈良県・東京都
 平成16年度奈良県職員採用上級・選考試験を次のとおり行います。

1 試験職種・採用予定人員等

区分	試験職種	採用予定人員	職務内容	(参考)15年度試験結果	
				受験者	合格者
上	職 政 行	20人程度	知事部局(本庁・出先機関)、教育委員会事務局、水道局などに勤務し、一般行政事務に従事します。	878人	46人
				級	士 木
職	警察行政	5人程度	警察本部又は警察署などに勤務し、警察行政事務に従事します。	65人	6人
選考職	獣医師	若干人	知事部局(本庁・出先機関)に勤務し、監視員業務、畜産行政事務などに従事します。	6人	4人

※ 若干人については、1～3人程度を予定しています。
 ※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 上級の各職種

ア 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた人
 イ 昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人、又は平成17年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

• 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

• 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

オ 警察行政職については、日本国籍を有しない人は受験できません。

(2) 獣医師職

ア 昭和48年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた人で獣医師免許を有する人、又は平成17年6月末日までに当該免許を取得する見込みの人

なお、獣医師免許取得見込みで受験した人が、平成17年に実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

イ 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

• 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

• 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 日本国籍を有しない人は受験できません。

3 試験日時・試験会場・合格者発表

試験	第1次試験	第2次試験
試験日時	6月27日(日) 集合時間 午前8時30分 試験開始 午前9時30分 試験終了 午後4時25分頃	第1次試験合格者について、7月26日(月)～8月4日(金)のうち指定する1日、奈良県社会福祉総合センター(橿原市大久保町320-111)で実施します。(詳細については、第1次試験合格者に通知します。)
試験会場	奈良会場 • 県立郡山高等学校 大和郡山市城内町1-26 • 県立城内高等学校 大和郡山市城内町2-45 東京会場 • 中央大学理工学部 東京都文京区春日 1-13-27	
合格者発表	7月13日(火) 午前9時(予定)	8月25日(水) 午前9時(予定)

※ 第1次試験会場は、奈良会場、東京会場のいずれか希望する試験会場を選べます。なお、奈良会場を選んだ場合、県立郡山高等学校又は県立城内高等学校のうちいずれかを受験票で指定します。

※ 第1次試験合格通知書で指定された第2次試験の日は、変更することはできません。

4 試験の方法

試験種目	内容
第1次試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。55題出題のうち29題は必須解答、残りの26題から16題の選択解答です。なお、出題分野は別表を参照してください。(2時間15分)
第2次試験	専門的知識及び能力について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。行政職及び警察行政職は50題出題の中から40題を選択解答、その他の職種は40題出題で全問解答です。なお、出題分野は別表を参照してください。(2時間)
論文試験	各職種ごとの課題により大学卒業程度の知識、構成力、表現力などについて筆記試験を行います。(1時間15分)
適性検査	公務員として必要な適性について検査を行います。
口述試験	個別面接及び集団討論による試験を行います。

※ 教養試験又は専門試験の成績が一定基準に達しない場合は、論文試験は採点されません。

※ 論文試験は日本語での記述が必要です。

5 受験手続

申込用紙	配布場所
人事委員会事務局、県庁舎東棟県民ホール、県人事課、奈良県東京事務所、高田・桜井・吉野県税事務所、橿原文化会館、西奈良県民センター、女性センター、森林技術センター、郡山・大宇陀・五條土木事務所、宇陀川浄化センター、県警察本部警務課及び県内各警察署	人事委員会事務局、県庁舎東棟県民ホール、県人事課、奈良県東京事務所、高田・桜井・吉野県税事務所、橿原文化会館、西奈良県民センター、女性センター、森林技術センター、郡山・大宇陀・五條土木事務所、宇陀川浄化センター、県警察本部警務課及び県内各警察署
請求方法	郵便による請求
封書で「行政請求」などと希望職種を朱書し、90円切手をはった、郵便番号、住所、氏名を明記した返信用封筒(長形3号[23.5cm×12cm])を同封して、奈良県人事委員会事務局(〒630-8131奈良市大森町57-12 奈良県奈良総合庁舎内)へ請求してください。なお、パンフレットも希望の場合は、200円切手をはった返信用封筒(角形2号[33cm×24cm])を同封してください。	<p>〈郵送・持参による場合〉</p> <p>所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、<u>受験票に写真をはらないで奈良県人事委員会事務局に直接持参するか、又は書留など確実な方法で郵送してください。</u></p> <p>※ 郵便による場合は、封筒の表に必ず「行政受験」などと受験職種を朱書し、受験票のはがきに郵便番号、住所、氏名を明記し50円切手をはってください。</p> <p>なお、試験当日には、受験票に写真(最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦5cm、横4cmのもの)をはって持参してください。</p> <p>〈インターネットによる場合〉 県人事委員会のホームページ(http://www.pref.nara.jp/jinjif-c/)に</p>
申込方法	

<p>アクセスしてください。</p>	<p>7 日本国籍を有しない人の任用について 「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることとはできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。 (1) 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める次の職以外の職に任用されます。 ア 「公権力の行使」に携わる職（代表例） ・ 許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等） ・ 報告の徴収、検査に関する事務（保険医療機関等に関する報告の徴収、各種立入検査等） ・ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務 ・ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務 ・ 不服申立てに対する裁決に関する事務 ・ その他、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務 イ 「公の意思の形成への参画」に携わる職 ・ 県行政について企画、立案、決定に参画する職とし、原則として「所属長及び本庁課長級以上の職」などです。 (2) 日本国籍を有しない人は、採用時に「在留活動に制限のない在留の資格」がない場合には採用されません。</p>
<p>申込受付 時間 午前9時～午後5時</p> <p>※6月11日(金)までに受験票が到着しない場合は、奈良県人事委員会事務局まで照会してください。</p> <p>※6月11日(金)までに受験票が到着しない場合は、5月31日(月)又は6月1日(火)に奈良県人事委員会事務局まで照会してください。</p> <p>※申込受付期間中にサーバーがメンテナンス等により停止している場合には、入力する日を変更するか、郵送又は持参により申し込んでください。</p>	<p>8 給与 現行の初任給月額（行政職の場合）は177,400円で、このほか、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。 ただし、平成18年3月31日まで、給料の2%が減額されます。 なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p> <p>9 その他 (1) 申込みできる試験職種及び試験会場は一つに限ります。受付後の変更は認めません。</p>
<p>6 合格から採用まで (1) 人事委員会は、第2次試験合格者を試験職種ごとの採用候補者名簿に成績順に登載し、各任命権者の請求に応じて採用候補者を成績順に提示します。 (2) 任命権者ではさらに身体検査、面接などを行い、採用者を決定します。 (3) 採用は、原則として平成17年4月1日以降の予定です。ただし、昭和57年4月1日以前に生まれた人で学校既卒者については、平成17年4月1日より前に採用されることもあります。 (4) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。</p>	

(2) この試験を受験する人は、本年9月実施予定の奈良県職員採用初級試験は、受験できません。

(3) 試験当日は、筆記具、昼食及び奈良会場のみ上ばき（スリッパなど）・下ばき入れ（ビニール袋など）を必ず持参してください。

(4) 県人事委員会ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/jinjic/>）及びフレックス奈良県（0742-26-4194〈ボックス番号4102〉）により受験申込状況等の情報を提供します。なお、合格発表後2週間、合格者番号を提供します。

(5) 県人事委員会ホームページに教養・専門試験の例題及び論文・集団討論の課題例を掲載します。

また、県政情報センター（県庁舎東棟1F）において閲覧できます。

(6) この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第1次試験合格者は第2次試験の合格発表の日から1月間）試験の結果（総合得点及び順位）について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、午前9時から午後5時までの間に人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付していません。）

各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。

したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

教養試験・専門試験問題出題分野一覧表

種目	試験職種	出題分野
教養試験	全職種	文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈、人権関連、社会科学、人文科学、自然科学等
	行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会学、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等
専門試験	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画、造園一般等
	警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経済事情、経営学、社会学、国際関係、一般心理学、統計学、社会学概論等
獣医師		家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般等

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。